シリアル番号（10進数）：20071100000001
主体名（subject）：
名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau
所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice
組織名（organizationName）＝Japanese Government
国名（countryName）＝JP
有効期間（validity）：
西暦2007年10月10日から西暦2011年１月９日まで

71FF EA2D 7820 3528 BA91
C046 2590 CD76 AC88 1701

（注）ハッシュ関数ＳＨＡ―１（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「1 3 14 3 2 26」とするアルゴリズムをいう。）による変換値

○法務省告示第五百八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十月六日

法務大臣　柳田　稔

認証紛争解決事業者の名称及び住所

滋賀県社会保険労務士会

滋賀県大津市打出浜二番一号コラボしが二十一　六階

認証年月日

平成二十二年九月十五日

○法務省告示第五百九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十月六日

法務大臣　柳田　稔

認証紛争解決事業者の名称及び住所

富山県社会保険労務士会

富山県富山市千歳町一丁目六番十八号

認証年月日

平成二十二年九月十六日

○農林水産省告示第千七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市鶴川内字ニタ子石六三七二、六三七三、字梨子ノ段六三七五、六三七六の三、六三八一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　徳島県三好市山城町上名字クワザコ二〇一の三、二〇四の一、二〇六の五、字常岩二七三の一、二七三の二、二七五の一、池田町西山込野二五八八の二の七、二五八九の一、床西三一五六の三、三一五六の四、池田町白地ノロウチ八〇三、八〇四の二、八〇五の一、一〇七〇の二の三から一〇七〇の二の七まで、井ノ久保一七二一の二五の六、一七二一の二七の一六、三野町太刀野山字奥四七二七、四七二八、三野町加茂野宮字東山二一四九の二三〇、東祖谷菅生五の三、六の一、東祖谷元井三七〇の一、西祖谷山村南山一二二、字クララ上三、字北山一の一、五二の一、七四の一、七五、八三、字東俣一三〇、坂州字追立八七、九二、九三の一、字井堀三の一、二五の一、二五の二、二六、字大用知日浦二六の一、二八の一、三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二の一、三二の二、三三、三四、三五の一から三六の三まで、三七の一、三七の二、字下久保一六の二、字甫佐礼三の一、三の二、字池之久保四の一、四の二、二三の二、小畠字菜谷二一、字嫁ケ滝三、掛盤字下加州二二の四、二七の一、三一、字上榎回り一一、一二の一、字三田回り一一の二、木頭助字日浦二二〇、二二七、二二九、岩倉字イシカ谷三五の二、三五の三、三五の五、三五の七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字クワザコ二〇一の三、二〇四の一、二〇六の五、字常岩二七三の一、二七三の二、二七五の一、込野二五八八の二の七・二五八九の一・床西三一五六の三・三一五六の四・ノロウチ八〇三・八〇四の二・八〇五の一・一〇七〇の二の三から一〇七〇の二の五まで・一〇七〇の二の七・井ノ久保一七二一の二五の六・一七二一の二七の一六・字奥四七二七・四七二八・字東山二一四九の二三〇・東祖谷菅生五の三・六の一・東祖谷元井三七〇の一・西祖谷山村重末一三五・三八三の一・西祖谷山村南山一二二・字クララ上三・字北山一の一・五二の一・七四の一・七五・八三・字東俣一三〇・字追立八七・九二・九三の一・字井堀三の一（以上三十三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五の一、二五の二、二六、字大用知日浦二六の一・二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二の一、三二の二、三三、三四、三五の二、三六の一・三六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六の三、三七の一（次の図に示す部分に限る。）、三七の二、字下久保一六の二、字甫佐礼三の一・三の二・字池之久保四の一・四の二・二三の二・字菜谷二一・字嫁ケ滝三・字下加州二二の四（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二二七、二二九、字イシカ谷三五の二、三五の三（次の図に示す部分に限る。）、三五の五、三五の七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　徳島県徳島市入田町南谷二五三、二五四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三(一)　保安林の所在場所　徳島県吉野川市川島町桑村字植桜二八二八の四、二八二八の五八、川島町山田字湯吸一四三の二、一四三の四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに関係市役所及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）